

(第一類 第一回 国会)

内閣委員会議録 第十号

(六六四)

昭和二十五年四月十四日(金曜日)

午後二時三十七分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君

理事 江花

鶴君

理事 小川原政信君

理事 荒木地義三君

榮君

理事 船田

享二君

飯塚

定輔君

牧野

寛案君

黒田

壽男君

出席國務大臣

芳潤大臣

鈴木

正文君

出席政府委員

建設大臣

山本

豊君

農林事務官

三橋

則雄君

経済安定政務次官

西村

久之君

委員外の出席者

中尾

博之君

大蔵事務官

柳一郎君紹介

海上保安庁長官

大久保武雄君

主計局共済課長

元軍人

恩給復活に関する請願

柳一郎君紹介

同門司亮君紹介

元軍人

恩給法臨時特例の一部改正に関する請願

陳情書福島県朝倉郡甘木町坂田政

委員根本龍太郎君辞任につき、その

補欠として飯塚定輔君が議長の指名

で委員に選任された。

四月八日

労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一號)

本日の会議に付した事件

恩給法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五六號)

同月十日

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一號)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六四號)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六號)

水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五號)(予)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七〇號)

傷い恩給の改正端額に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(丸田アサノ君外二名紹介)(第二二三

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(林吉郎君外二名紹介)(第二二三九

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(柳一郎君紹介)(第二四五二号)

同門司亮君紹介(第二四五三号)

の審査を本委員会に付託された。

四月十日

委員丹羽彌吉君は死去された。

同月十四日

委員根本龍太郎君辞任につき、その

補欠として飯塚定輔君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十二日

傷い恩給の改正端額に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(丸田アサノ君外二名紹介)(第二二三

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(林吉郎君外二名紹介)(第二二三九

八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

恩給法等の一部を改正する法律案

労働省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一號)

経済安定本部設置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一六四號)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六號)

経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六四號)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七號)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七號)

水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五號)(予)

傷い恩給の改正端額に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(丸田アサノ君外二名紹介)(第二二三

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(林吉郎君外二名紹介)(第二二三九

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(柳一郎君紹介)(第二四五二号)

同門司亮君紹介(第二四五三号)

の審査を本委員会に付託された。

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六一號)

海上保安庁法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一六四號)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七號)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七號)

海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五號)(予)

傷い恩給の改正端額に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(丸田アサノ君外二名紹介)(第二二三

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(林吉郎君外二名紹介)(第二二三九

八号)

傷い恩給改正に関する請願(青柳一

九七号)

運輸省設置法の一部改正に関する請願(柳一郎君紹介)(第二四五二号)

同門司亮君紹介(第二四五三号)

の審査を本委員会に付託された。

七 部局の設置及び廢止並びに分

課に関する事項

八 行政の考査に関する事項

九 調査及び統計の調整に関する事項

十 経費及び收入の予算、決算及び

余計並びにこれらの監査に関する事項

十一 国有財産及び物品の管理に関する事項

十二 港外事務に関する事項

十三 こう報に関する事項

十四 前各号に掲げるものの外、

第五條 海上保安庁に左の六部を置く。

第五條 海上保安庁の所掌事務で他部に属しない事務に関する事項

第六條 海上保安庁の船舶技術部においては、左の事務を掌る。

第七條 警備救難部においては、左の事務を掌る。

第八條 公文書類の接受、発送、編さ

り、提案理由の説明を求める事項

第九條 船舶交通の障害の除去に関する事項

第十條 船舶の救助並びに天災事変その他

救援に関する事項

第十一條 厚生に関する事項

第十二條 職員の衛生、医療その他福利

厚生に関する事項

第十三條 職員の職階、任免、分限、懲

戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関する事項

第十四條 職員の衛生、医療その他福利

厚生に関する事項

第十五條 職員の職階、任免、分限、懲

戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関する事項

第十六條 職員の衛生、医療その他福利

厚生に関する事項

第十七條 職員の職階、任免、分限、懲

戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関する事項

第十八條 職員の衛生、医療その他福利

厚生に関する事項

第十九條 職員の職階、任免、分限、懲

戒、服務その他の人事並びに職員の教養及び訓練に関する事項

第二十条 職員の衛生、医療その他福利

厚生に関する事項

四 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行ふもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関する事項

五 旅客又は貨物の海上運送に從事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関する事項

六 航法及び船舶交通に関する信号に関する事項

七 沿岸水域における巡視警戒に関する事項

八 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関する事項

九 海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事項

十 前各号に掲げる事務を遂行するため使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に関する事項

十一 海上保安庁の使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事項

十二 國家地方警察及び自治体警察以上「警察行政署」といふ。)と、税關、檢査所その他の関係行政署との間における協力、共助及び連絡に関する事項

第8條に次の「号を加える。

五 前各号に掲げる事務を遂行するため使用する海上保安庁の船舶の整備計画及び運用に関する事項

第九條に次の「号を加える。

四 前各号に掲げる事務を遂行す

「次長一人及び警備救助難船一人」に改め、同條に次の一項を加える。

第十二條 警備救助難船は、長官を助け、船舶技術部及び警備救助難船部の所掌事務を統轄する。

第十二條を次のよう改める。

第十二条 全国を六海上保安管区に分ら、海上保安本部ごとに管区海上保安本部を置き、海上保安庁の所掌事務を分掌させる。

海上保安管区の区域及び名称並びに管区海上保安本部の位置及び名称は、別表の通りとする。

第十二条の次に次の一條を加える。

第十二条の二 管区海上保安本部に、左の六部を置く。但し、必要に応じて運輸大臣の定めるところにより、部の数を減することができる。

第十三條 前項に定めるものの外、管区海上保安本部の内部組織の細目は、運輸省令で定める。

第十三條を次のように改める。

第十三条 運輸大臣は、管区海上保安本部の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、海上保安監視所その他の事務所を置くことができること。その名称、位置、管轄区域、

所掌事務の範囲及び内部組織並に運輸省令で定める。

第十六條 海上保安官は、第七條第二号に掲げる職務を行ふため若しくは犯人を逮捕するに当り、又是非常事変に際し、必要があるときは、附近にある人及び船舶に対し協力を求めることができる。

第二十條 第二十條を次のように改める。

第二十條 海上保安官の武器の使用について、警察官等職務執行法（昭和十三年法律第二百三十六号）第七條を準用する。

第二十二條第二項中「第七号」を「第六号」に改める。

第二十六條第三項中「中央海上保安審議会及び地方海上保安審議会」を「海上保安審議会」に改め、同様第二項を削る。

第三十二條を次のように改める。

第三十二条 海上保安庁の船舶以外の船舶は、第四條第三項に規定する標識若しくは海上保安庁の旗又はこれらに紛らわしい標識若しくは旗を附し、又は掲げてはならない。

第三十三條に次の二項を加える。

前項の職員の種類に関する規定は、職階制に関する法律に基いて、職員の種類が定められる日に、その効力を失う。

第三十五条第二項中「整備教導部」を「船舶技術部」に改める。

第三十五条の次に次の二條を加える。

第三十五条の二 海上保安庁に、航路啓開所を置く。

航路啓開所は、機雷その他の敷設する。

別表

路障害物の除去及びこれらの処理を行ふための機関とする。  
航路啓閉所の名称、位置及び内部組織は、海上保安庁令で定める。  
第三十五条の三 第三十五条第一項の事務を処理するために置かれるる。  
第三十五条の三 第三十五条第一項の事務を処理するために置かれるる。  
第四十三條の次に次の別表を加え  
職員及び航路啓閉所に置かれるる職員の数は、第三條第二項に規定する職員の総数に含まれないものとする。

## 附則

1 この法律は、二十五年五月一日

から施行する。

2 海上保安庁長官は、当分の間、

第十二条第一項の規定にかかわ

らず、第四管区海上保安本部及び

第六管区海上保安本部をそれぞれ

神戸市及び門司市に置くことがで

きる。

3 水先法昭和二十四年法律第二百二十一号の一部を次のように改

正する。

第二十六條中「海上保安本部、海

上保安部、海上保安署又は港長事

務所(以下「海上保安庁の事務所」)

といふ。」を「海上保安監部その他

の管区海上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十七條及び第二十八條中

「海上保安庁の事務所」を管区海

上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十九條の一部を次のように改

正する。

5 港則法昭和二十三年法律第二百七十四号の一部を次のように改

正する。

第六管区海上保安本部若しくはそ

の事務所に改める。

第七管区海上保安本部若しくは海

上保安部若しくは海上保安署の

長」を「海上保安監部その他の管区

海上保安本部の事務所の長」に改

める。

第三十七條の二中「海上保安本

部長」を「海上保安監部の長」に改

める。

6 海難審判法昭和二十二年法律

第一百三十五号の一部を次のよう

に改正する。

第一八條中「海上保安庁法第

十二條に規定する海上保安庁の事

務所(以下単に海上保安庁の事務

所といふ。)」を「管区海上保安本部

又はその事務所」に改める。

第三十條及び第五十八條中「海

上保安庁の事務所」を「管区海上保

安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中

「海上保安庁保安部」を「海上保安

庁海事検査部」に改める。

安本部又はその事務所」に改める。

第二十六條中「海上保安本部、海

上保安部、海上保安署又は港長事

務所(以下「海上保安庁の事務所」)

といふ。」を「海上保安監部その他

の管区海上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十七條及び第二十八條中

「海上保安庁の事務所」を管区海

上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十九條の一部を次のように改

正する。

第六管区海上保安本部若しくはそ

の事務所に改める。

第七管区海上保安本部若しくは海

上保安部若しくは海上保安署の

長」を「海上保安監部その他の管区

海上保安本部の事務所の長」に改

める。

第三十七條の二中「海上保安本

部長」を「海上保安監部の長」に改

める。

び通信の運用業務のごとき現業的な業

務ともあわせて所掌しておりまして、業務遂

行に完璧かつ急速を期し得られない点

のないように改正する。

第二十八条中「海上保安庁法第

十二條に規定する海上保安庁の事

務所(以下単に海上保安庁の事務

所といふ。)」を「管区海上保安本部

又はその事務所」に改める。

第三十條及び第五十八條中「海

上保安庁の事務所」を「管区海上保

安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中

「海上保安庁保安部」を「海上保安

庁海事検査部」に改める。

安本部又はその事務所」に改める。

第二十六條中「海上保安本部、海

上保安部、海上保安署又は港長事

務所(以下「海上保安庁の事務所」)

といふ。」を「海上保安監部その他

の管区海上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十七條及び第二十八條中

「海上保安庁の事務所」を管区海

上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十九條の一部を次のように改

正する。

第六管区海上保安本部若しくはそ

の事務所に改める。

第七管区海上保安本部若しくは海

上保安部若しくは海上保安署の

長」を「海上保安監部その他の管区

海上保安本部の事務所の長」に改

める。

第三十七條の二中「海上保安本

部長」を「海上保安監部の長」に改

める。

部課で所掌しておりましては、業務遂

行に完璧かつ急速を期し得られない点

のないように改正する。

第二十八条中「海上保安庁法第

十二條に規定する海上保安庁の事

務所(以下単に海上保安庁の事務

所といふ。)」を「管区海上保安本部

又はその事務所」に改める。

第三十條及び第五十八條中「海

上保安庁の事務所」を「管区海上保

安本部又はその事務所」に改める。

第五十四條及び第五十八條中

「海上保安庁保安部」を「海上保安

庁海事検査部」に改める。

安本部又はその事務所」に改める。

第二十六條中「海上保安本部、海

上保安部、海上保安署又は港長事

務所(以下「海上保安庁の事務所」)

といふ。」を「海上保安監部その他

の管区海上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十七條及び第二十八條中

「海上保安庁の事務所」を管区海

上保安本部の事務所(以

下「管区海上保安本部の事務所」と

いう。」に改める。

第二十九條の一部を次のように改

正する。

第六管区海上保安本部若しくはそ

の事務所に改める。

第七管区海上保安本部若しくは海

上保安部若しくは海上保安署の

長」を「海上保安監部その他の管区

海上保安本部の事務所の長」に改

める。

第三十七條の二中「海上保安本

部長」を「海上保安監部の長」に改

めます。

第四條第四十号を次のように改

正します。

四十一失業保険の任意適用事業

の事業主又は任意適用の日雇

労働者が加入又は脱退の申請

をした場合に、これを認可す

ること。

第八條第十号中「産業安全研究

所」を「産業安全研究所及び労働基

準監督官研修所」に改める。

第十條第七号中「昭和二十二年

法律第百四十六号」を削り、同号

を第八号とし、第六号の次に次の

一号を加える。

第七國家公務員その他国会の議

決を経た歳出予算によつて給

与が支給される者に対する失業

保険法(昭和二十二年法律第

百四十六号)に規定する条件

に従つて行う退職手当の支給

に関すること。

第十一條中「産業安全研究所」を

「産業安全研究開発所」に改める。

第十二條の次に次の一條を加え

る。

(労働基準監督官研修所)

第十二條の二 労働基準監督官研

修所は労働基準監督官に対し

その職務を行ふのに必要な訓練

を行ふ機関とする。

二 労働基準監督官研修所は、東

京都に置く。

三 労働基準監督官研修所の内部

組織は、労働省令で定める。

連絡会議 安全装備性能審議会、特

別地区職業安定審議会、職業安定







規定は、前項の規定にかかわらず、

なお、その効力を有する。この場合において、これらの規定中「経済安定本部總裁」とあるのは、大臣」と読み替えるものとする。

6 前項に規定する差益について同項の規定によつてなお効力を有する改正前の物価統制令第二十一條の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、改正後の同令第三十七條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

7 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のよう改訂する。

三十條第十二号、第十三号及び第十四号を一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に第十二号として次の二号を加える。

## 十二 価格差益を徴収すること。

○西村(久)政府委員 経済安定本部設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今般経済情勢の推移にかんがみ、経済安定本部の組織整備する必要が生じましたので、経済安定本部設置法の一部を改正することと相なつたのであります。特に説明を要する点について申し上げます。

改正の第一点は、経済安定本部の内閣部局を、現在の一官房六局から、一官房五局に整備することとあります。すなわち生産、動力の二局を廃止いたしまして、産業局を設置し、経済情勢の推移に応じて産業に関するさらに総合的かつ基本的な政策推進にあたることとしたのであります。

第二点は、経済安定本部の地方機構

を簡素化することとあります。すなわち從来本部、物価庁、經濟調査庁のおのの地方機関として地方經濟安定局、地方物価局、管区經濟調査局がありまして、三本建の組織になつてゐる

のであります。今回これらを簡素化一本の組織に整理統合いたしまして、本部、物価庁、經濟調査局の共通の地方機関たる管区經濟局としたのであります。

本法案による設置法改正の要点は以上であります。御承知のように經濟安定本部本来の任務は、総合的な經濟政策の企画立案及び經濟施策の実施に関する関係行政機関の事務の総合調整にあるのであります。經濟安定本部が經濟情勢の推移に即応して、生産、配給、物価等につき所要の經濟統制を指導していた当時におきましても、その基底には常に經濟施策に関する基本的かつ総合的な企画、調整があつたのであります。が、事態の進展に応じて、さうに幾多困難な問題を打開しつゝ、經濟政策の企画、調整機関たるの使命に邁進したいと存するのであります。

今般提案いたしました改正法案は、かくある復興を図るため、物資の生産・配給及び消費物価(賃銀を除く。)並びに貿易等經濟に関する法令の確保に「經濟に關する法令」別表に掲げる法令及び政令で指定する法令として左の事務をつかさどる。

同條第一号中「經濟統制の執行の確保に」を「經濟に關する法令」別表に掲げる法令及び政令で指定する法令並びにこれらの法令に基いて発せられた命令をいふ。以下經濟法令といふ。この執行の確保に」、同條第二号中「經濟法令(別紙第一)に掲げる法令及び政令で指定される法令並びに當該法令に基き發せられた命令をいふ。以下同じ。」の遵守の奨励その他經濟法令に關する違反行為の予防のためによる一般国民の啓發」を「經濟法令に關する国民の啓發」に、同條第三号中「行政機關の行う經濟

提案理由の説明を求めます。經濟安定本部次官西村久之君。

本部次官西村久之君。

經濟調査庁法の一部を改正する法律

正する。

〔中央經濟調査庁〕を「經濟調査庁」に、「中央經濟調査長官」を「經濟調查長官」に、「管区經濟調査庁」を「管区經濟調査局」に、「管区經濟調査長」を「管区經濟調査局長」に、「地方經濟調査局」を「地方經濟調査局長」に、「地方經濟調査局」を「管区經濟調査局」に、「地方經濟調査局長」を「管区經濟調査局長」に改める。

〔中央經濟調査長官〕を「經濟調査長官」に改める。

第一條の二經濟調査庁は、前條に規定する事務の外、特別調達室及び法令による公團の業務の調査及び經理の監査を行うことができる。

第六條第一項及び第四項中「第一條」の次に「及び第一條の二」を加え。

第六條第一項及び第四項中「第一條」の次に「及び第一條の二」を加え。

第六條第一項及び第四項中「第一條」の次に「及び第一條の二」を加え。

第六條第一項及び第四項中「第一條」の次に「及び第一條の二」を加える。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十四条及び第十五条中「局長」を「局長」に改める。

第十五条中「局長」は「管区經濟調査

監督」を「經濟法の運営に關する行

政機關による公團、日本專売公

社及び日本国有鐵道の監査」に、「同條

第八号中「隱退藏物資の調査並びに

供出及び活用」を「行政機關、法令に

よる公團、日本專賣公社及び日本國

有鐵道が保有する物資に関する調査

並びに不正保有物資の調査及び活

用」に改める。

同條の次に、次の二項を加える。

第一條の二經濟調査庁は、前條に規

定する事務の外、特別調達室及び法

令による公團の業務の調査及び經理

の監査を行うことができる。

第六條第一項及び第四項中「第一

條」の次に「及び第一條の二」を加え

る。

第六條の二を次のように改める。

第六條の二を削る。

第七條から第九條までを次のよう

に改める。

第七條から第九條までを削除

第十條から第十九條までを次のよう

に改める。

第十條から第十九條までを削除

第十條から第十九條までを削除

第十條から第十九條までを削除

第十條から第十九條までを削除



制度でござりますが、これが認められまして、どういうような制度になるかということは、まだはつきりしたこと申上げるまでに至つてないのであります。従つて今後社会保障制度審議会におきまして、どういうような、あるいは厚生年金保険制度に類似した制度ができるかどうかというようなことがはつきりわからない現在におきまして、今だらに恩給制度をあるいは廃止してしまう、あるいは改めてこういうようになるだらうということを、私ははつきり申し上げることはできなうと思います。ただ片方におきましては、今申し上げましたように、社会保障制度審議会において審議されておりまして、その社会保障制度審議会の覚書の中にもありますごとく恩給制度、共済組合制度のことにつきまして研究されておりますが、また他面におきましては、国家公務員法の中に、公務員に与しては恩給を給しなければならない、ということははつきり書いてあるのであります。もしもこの国家公務員法の規定通りに、今後恩給が公務員に給されるという前提のもとに立つて、社会保険制度審議会において審議されておるということでありますならば、もちろん社会保障制度審議会において、俸給生活者が職を離れた場合におけるところの保障制度が確立するといったとしても、恩給制度はやはり存続することになるのではないか。もちろんその場合におきましては、恩給制度というのは、現在の恩給制度と非常に内容のかわつた、姿のかわつたものになり、あるいはこの社会保障制度と恩給制度との間におきまして、適切な調整というものが設けられるこ

となるかとも思いますが、しかし社会保障制度のできたそのことのために、恩給制度が廃止されてしまうことになるかどうかということは、今まで私は断言するまでに至つておりませんので、今後における恩給制度はどういうふうになるかということでも、はつきりしたことは申し上げにくいところでございます。一面におきましては、官吏の在職中の給与制度がいろいろかわつて来ます。また服務制度もかわつて来ます。この在職中の給与制度、服務制度がかわることによつて、恩給制度はおそらくかわつて来るのじやなかろうかと思います。また今申し上げます社会保障制度の内容が、いま少し具体化して来ますならば、それによりまして、あるいは恩給制度の内容もまたかわつて来るのはなかろうか、こういうように考えております。

○小川原委員 とつづきのつかぬような話ですが、承つておきたいのは、恩給年限にもう一年足りなかつたといふことで、休職されることがあります。その休職される官吏は、恩給はもらえない。そうして職につくことはできない。こういうようなことになつて参りますと、その生活を維持する上において、十何年もやつてゐるのですから、ほかの仕事もできぬといふようなことが、これは間々ある実際問題であります。そういう場合は国家の公務員として、政府はそれをどういふうにして、この生活を維持して行くという何かお考えがあるのでありますか。今まで通りにやつて行こうといふ考え方であります。

か。これは非常に思想の上においても、また公務員の日々の職務執行の上においても、大きな影響があるので、この点についてお話を頗りたいと思います。

○三橋政府委員 ただいまの御質問は、もう一年在職しておれば恩給年金がもらえるような資格のつく者に対するもので、退職を命じてしまつて、恩給がつかないようなことになることはないのか、そういうようなことのないようになせよというような御意向だと思いますが、一般の実際の取扱いといたしましては、恩給年限の近い者につきましてはなるべく恩給年金がもらえるようになります。とりはからいまして、休職その他のを考えるものと私は考えておるのであります。が、制度としたしましては、実は私は恩給制度の根本的な改正を考えますならば、官庁の事務の都合によつて恩給年限に達しないものでもやめさせなければならぬというような場合におきましては、恩給年金につきましては、政府が適当に考慮すべき制度をつくつて行くべきではなかろうか、また本人に働く力がなくなつてやめるといふような場合におきましても、やはり恩給を適当に考えてやるべきではなかろうか、しかし自分の都合によつてやめると、うような場合には、恩給年金につきましては現在のようなこととなしに、相当制限を加えた方がよくないかといふような気持を持つておるのあります。また私の承知いたしております。ところによりますと、外国における恩給制度におきましても、官庁の事務の都合によつてやめさせる、また休職を命ずるといふような場合におきましては、恩給年金を与えるという

ふうにしておるところが多いようになります。知いたしております。従つて今後改正される恩給制度におきましては、今仰せられましたような事柄は十分に尊重せられて、おそらく審議検討して制度づけられることと思つております。

○小川原委員 この恩給法の一部改正案の第一表ですが、この表に書いてあります基準について、恩給金額の基準がどんなことになつて出来たのですか。具体的な説明を得たいと思うのであります。一表、二表、三表とあります。ですが、そこまでお話を進めてもらつてはつけつこうだと思うのですが、大体実例をあげて御説明を聞いてみたいと思います。あまり長くなくてもけつこうでありますから、要つまんでお話しになつていただきたいと思います。

○三橋政府委員 たゞいまの御質問にお答えしますにあたりまして、一応このいろいろな表がありますが、その大まかに御説明をして、今の御質問にお答えした方がいいんじやなかろうかと思いますので、少しつけ加えるような答弁をするようござりまするが、そういうふうにいたしたいと思います。今度のいわゆる増額の案の大まかな内容につきましては、要は現在の給与俸給と計算されておる恩給の支給水準まで引上げるというのがそのねらいであります。そこでそれをやる方法を基礎として計算されておる恩給の支給と法令の適用前の俸給を基礎として計算されておりますところの恩給につきまして、これを現在の給与法令の俸給を基礎として計算されておる恩給の支給と規定されておりますところの俸給と、現在の給与法令の適用される前の俸給を基礎として計算されております

の十二月十一日までは第七号表の上の方の欄に掲げてありまする俸給をもつておつたのであります。そこで昭和二十三年の十一月一日から昨年の十二月十一日までの間に退職いたしましたところのそういう裁判官、検察官の普通恩給、増加恩給、復病年金または扶助料、そういうものにつきましては、その第七号表によりまして恩給金額の計算をやり直そら、こういうふうになつておるのであります。それからそのほかの裁判官、検察官につきましては、現在の俸給は第六号表の下の欄の俸給になつておるのであります。ところで昭和二十三年の七月一日から昭和二十三年の十月の三十一日までは、第六号表の上方の俸給をもらつておつたのです。この俸給をもらつた人は下の欄の仮定俸給に対応する俸給をもらつておつたことになるのであります。第六号表は検察官それから裁判官とを一表にまとめておるのでありますて、この下方の方の四万六千八百円といふところは、検事の一番下方の方の俸給であります。それから五万四千六百円といふのは裁判官の一番下方の俸給であります。そういうふうにこの検察官、裁判官の俸給を一まとめにしたしまして掲げましたのが、第六号表の上方の俸給であり、それに対応しますところの現在の検察官、裁判官の俸給が仮定俸給年額としてあげております下の方の俸給になりますのであります。

ておつたところの俸給だつたのです。この俸給が増額されて、今申し上げましたような第7号表の上の方の俸給のようになつたのであります。その前の俸給といいますのは、この第3号表の(イ)(ロ)(ハ)の方の俸給なのであります。上欄に掲げておりまするところの俸給であります。上欄の俸給に對応しまするものが現在の下の裁判官のそれぐの俸給になつております。裁判官、検察官についてはそろいふうになつておるのであります。第二号表、第一号表、第四号表につきましても、大体今申し上げましたような考え方方に基きまして、現在の給と法令に定められておりますところの俸給、それを土台といたしまして過去にさかのぼつて行つて対応俸給をつくつて行つたのであります。第一号表の俸給と申しますのは、昭和二十三年の六月三十日前に退職しましたところの一般の職員、一級官、二級官、三級官、從來の勅任官、奏任官、判任官、これらに相当する者の俸給年額の仮定俸給の表でありますて、上の欄に掲げてあります。仮定俸給は、恩給法の臨時特例はお手元に差上げてありまする法令集の三十九ページのところを開いていただきますとわかりますが、その三号表が三十九ページにござりますその三号表のところの下の方の仮定俸給の年額がこれに当りますのが、ちょうど第一号表の上の方の俸給になつておるのであります。この臨時特例の第三号表の一番下の方の金額が一万四千四百円になつておるのであります。この一万四千四百円を今度の仮定俸給で三万八千二百八

円といったしましたのは、どうしてそういふるにいたしたかと申しますと、三万八千二百八十四といいますのは、政府職員新給与実施に関する法律の別表の四級一等俸の俸給、一般の号表でありますと、十一号俸でございますが、これに相当する俸給でござります。この恩給法臨時特例の仮定俸給の年額の一萬四千四百円といいますのは、判任官の一一番下の俸給の金額でござります。今度政府職員の新給与実施に関する法律に規定されておりまする俸給について調べて見ますと、この四級一等俸といふところが從來の判任官の一一番下のところに相当するところの俸給である。こりうふうに考えられるのであります。そこでこの判任官の一一番下の俸給に相当すると考えられますところの三万八千二百八十四をもつて、從来の判任官の一一番下の俸給でありますところの一萬四千四百円に対応させることにして、まず一番下の一万四千四百円に対応する一番上の三万八千二百八十四をきめたのであります。恩給法臨時特例の第三号表は、仮定俸給の一一番上は一万四千四百円から始まりまして、一番上は十四万四千円になつております。一番上の十四万四千円と申しますのは、内閣憲理大臣の俸給に対するものであります。十四万四千円のところから二つ下りまして、仮定俸給の九万六千円といふところがございますが、この九万六千円以下が、いわゆる從来の勅任以下の俸給に相当するところでござります。いわゆる一級官、二級官、三級官、從来でありますなら勅任官、奉任官、判任官に相当する俸給がこの九万六千円以下のところでございます。そこでこの九万六

廿四に相当するところの俸給をいたしまして、いわゆる三千七百四十ベースが施行されましたときの一一番上の俸給、号俸すなわち十四級の六号俸をとり、その現在の額の二十万二千八円、この金額をもしまして、従来の勅任官の大体定めまして、今度はその中間はどういうふうにきめたかと申しますと、次のようにしてきめたのであります。それは政府職員の新給与実施に関する法律に定められましたところの俸給といふものは、従来の俸給制度とはかなりかわった俸給のきめ方でございまして、その前の俸給は官吏俸給令に定められた俸給であります。が、その官吏俸給令に定められた俸給を一律に水増し的にふやすということとなかく困難でありましたので、俸給制度の改正に伴う各省の俸給切りかえの際の実際をも考えまして、それらの対応俸給をつくるて行つたのであります。従来の官吏俸給令から考えて行きまして、ちょうど三十の号俸にわかれる年額の一萬四千円の一一番下のところまで、ちょうど三十の号俸になりますが、新しく政府職員の薪俸と実施に関する法律の十一号のことから七十号まで数えて行きますと、一號間違に、一號ずつ間隔を置

て、その中におきまして若干の手入をいたした。その点は今申し上げますように、各省の実際の俸給制度の切掛けの際の実情を考えまして、一、二のところを手直しをしたのであります。大体におきましては、今申し上げましたように一ヶ月差のよろな方針でつくて行きましては、この仮定年俸給の年額でござります。

○鈴木委員長 小川原委員にお諮りいたしますが、質疑がまだたくさんございますか。もしくはありますれば、この際建設大臣が見えられておりませんので……

○小川原委員 建設大臣の御説明を聞いてからにします。

○鈴木委員長 それではさようどりからいます。

○鈴木委員長 次に建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたしました。政府側の提案理由の説明を求めます

建設大臣益谷秀次君。

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法 昭和二十三年法 第百三十二条の一部を次のよ

うに改める。

二十六の二 公共団体、日本国 鉄道又は日本専売公社の委託す

き、建設工事、土地の測量地図の調製及び測量用写真の撮影を行ひ、並びに建設工事

建設省設置法の一部を改正する  
法律案  
建設省設置法の一部を改正する  
法律  
建設省設置法 昭和二十三年法律  
第一百三十三号の一部を次のように改  
正する。  
第三條第二十六号の二を次のように  
改める。  
二十六の二 公共団体、日本国有  
鉄道又は日本専売公社の委託に  
基き、建設工事、土地の測量、  
地図の調製及び測量用写真の撮  
影を行い、並びに建設工事用資

○鈴木委員長 それでなまこようとり  
からいます。

○鈴木委員長 次に建設省設置法の  
部を改正する法律案を議題といたし  
てからにします。

○鈴木委員長 それでなまこようとり  
からいます。

○鈴木委員長 小川原委員にお尋ねいたしますが、賛成がまだたくさんござりますか。もしくはたくさんありますけれども、この際建設大臣が見えられておりますので……

給の年額でござります。

まして、対応俸給をつくつて行きまして、その中におきまして若干の手入をいたした。その点は今申し上げますように、各省の実際の俸給制度の切らかえの際の実情を考えまして、「一、二のところを手直しをしたのであります。大体におきましては、今申し上げましたように一歩間違のよろな方針をつづつて行きましたのが、この仮定年

材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行うこと。

第四條第四項中「他の局」の下に

「及び地理調査所」を加える。

第七條中「第三條第二号に規定す

る事務」の下に「同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測

### 土木審議会

建設大臣の諸問題機関としてその諸問題に応じて河川、砂防、道路、災害復旧その他土木に関する重要事項を調査審議し、当該事項について関係行政庁に建議すること。

同條第二項中「前項」と「第二項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

2 土木審議会(以下「審議会」といふ。)は、建設大臣及び委員二十人以内で組織する。

3 審議会の委員は、関係行政機関の職員、地方公共團体の職員、土木に関する学者及び土木に関する調査、研究、指導、啓発等を行ふ者。

4 関東地方建設局 東京都 県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、長野県

この法律は、公布の日から施行する。但し、第十二條の改正規定による。昭和二十四年十月一日から適用する。

○益谷國務大臣 ただいま提案になります。

### 附 則

ました、建設省設置法の一部を改正する法律案の概要について、御説明申し上げます。

第一に、行政機構簡素化の一環として、諸問題的な審議会を整理する一般的方針に基づきまして、建設省におきましても、官房常務審議会を廃止すること

量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するもの」を加える。

第十條第一項の表中官房常務審議会、河川審議会及び道路審議会の項を削り、同表中の測量審議会の項の次に土木審議会の項を次のように加える。

建設大臣の諸問題機関としてその諸問題に応じて河川、砂防、道路、災害復旧

等、土木に関する事項の審議機関とする

と。

とし、なお河川審議会及び道路審議会を廃止し、これにかえて土木審議会をつたのでございます。そういう人たち

等、土木に関する事項の審議機関とする

ことにいたし、その組織及び構成員

について必要な規定を設けました。

第二に、地理調査所の有する高度の技術を活用いたすべく、公共団体、日本国有鉄道または日本専売公社の委託に基いて、土地の測量、地図の調製及び測量用写真的撮影を行うことができるものとのいたしました。

第三に、関東地方建設局の位置を、船橋市から東京都港区に移す必要がある

ので、所要の改正を加えられました。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞ御審議をお願いいたしま

す。

○鈴木委員長 御質疑はありませんか――御質疑がなければ、前にもどり

まして、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○小川原委員 今の御説明は、三号表までですが、あとどの表について、特に

説明を要する点があるかと思ひます

が、残りをひとつ、説明していただきたいと思います。あまりこまかくなく

てもよろしくござります。要点だけを一応お話を願いたい。

○三橋政府委員 二号表は、昭和二十三年の六月三十日以前に退職されました内閣総理大臣、それから認証官、從来の親任官――この中に裁判官、検察官も入つておりますが、そういうものの恩給金額の計算の基礎の俸給年額のための表であります。昭和二十三年の

六月三十日前に退職した、今申し上げました人々の俸給は、何できまつてお

つたかと申しますと、官吏俸給令、及びその以前の法令によつてきまつてお

ります。この三番目のところをつくつたのでございます。そういう人たち

の恩給金額の計算の基礎になつております。それから九万一千二百円、八万六千四百円、この二つは、現在は

おられません官職のものばかりであります。九万一千二百円は枢密院の副議長、戦災復興院の総裁、こういうよう

なところの俸給であり、八万六千四百円は、枢密院顧問官の恩給計算の基礎になります。この上欄の金額、たとえば上の方の金額の十四万四千円になりますのは、これは内閣総理大臣のものであります。ところで現

在、こういうような人たちの俸給を規定いたしております法律は、特別職の俸給の計算の基礎になつておりますと

ころの俸給年額であります。その次

は、國務大臣並びに官内大臣等に関するものといたしました。

この第二表の上欄のようになります。

第三に、関東地方建設局の位置を、船橋市から東京都港区に移す必要があ

るのと、この法律案の大要であります。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞ御審議をお願いいたしま

す。

○鈴木委員長 御質疑はありませんか――御質疑がなければ、前にもどり

まして、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○小川原委員 今の御説明は、三号表までですが、あとどの表について、特に

説明を要する点があるかと思ひます

が、その法律に定められておりますと

ころの俸給をあげてみますと、第二

号表の下の方の仮定俸給の年額になる

のであります。一番上の総理大臣のと

ころで申しますれば、四十八万円にな

ります。その次の國務大臣のところで

申しますと、三十八万四千円にな

ります。こういうよろくなふうになります。

そこで申しますれば、四十八万円にな

ります。その次の國務大臣のところで

申しますと、三十八万四千円にな

ります。この三番目のところをつくつたのでございます。そういうふうに考えて、二十

八万八千円、こういうふうに考えまし

て、この三番目のところをつくつたのでございます。そういうふうに考えて、二十

八万六千四百円、この二つは、現在は

おられません官職のものばかりであります。九万一千二百円は枢密院の副議

長、戦災復興院の総裁、こういうよう

なところの俸給であり、八万六千四百円は、枢密院顧問官の恩給計算の基礎

になります。この上欄の金額、たとえば上の方の金額の十四万四千円になりますのは、これは内閣総理大臣のものであります。ところで現

在、こういうような人たちの俸給を規定いたしております法律は、特別職の俸給の計算の基礎になつておりますと

ころの俸給年額であります。その次

は、國務大臣並びに官内大臣等に関するものといたしました。

この第二表の上欄のようになります。

第三に、関東地方建設局の位置を、船橋市から東京都港区に移す必要があ

るのと、この法律案の大要であります。

以上が、この法律案の大要であります。何とぞ御審議をお願いいたしま

す。

○鈴木委員長 御質疑はありませんか――御質疑がなければ、前にもどり

まして、恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○小川原委員 今の御説明は、三号表までですが、あとどの表について、特に

説明を要する点があるかと思ひます

が、その法律に定められておりますと

ころの俸給をあげてみますと、第二

号表の下の方の仮定俸給の年額になる

のであります。一番上の総理大臣のと

ころで申しますれば、四十八万円にな

ります。その次の國務大臣のところで

申しますと、三十八万四千円にな

ります。この三番目のところをつくつたのでございます。そういうふうに考えて、二十

八万八千円、こういうふうに考えまし

て、この三番目のところをつくつたのでございます。そういうふうに考えて、二十

八万六千四百円、この二つは、現在は

おられません官職のものばかりであります。九万一千二百円は枢密院の副議

長、戦災復興院の総裁、こういうよう

○総務大臣 要するに、第三号表の簡易裁判所の判事の賃給は、現行の仮定賃給の年額と申しますのは、それは現在の俸給であります。これは御承認の通りに、いわゆる三千七百円から三千四百円という下の方の俸給は、そのまま三万二千八百円に水増し的に上げただけでございまして、たとえば従来の二千三百四十円といふより一千五百円ほど多くなつたのであります。この点は簡単に問題なくできたわけであります。  
それから先ほど、私説明の際に、非常にこまかく、しくなりますので、簡単に申し上げましたが、第三号表のことにつき申し上げましたが、これは裁判所の判事あるいは判事補、それから裁判官の俸給でござりますが、これは裁判所の判事と比較いたしますと、どうしても一表にまとめておきましては、確かに他意がないのであります。あるわけじや全然ないのです。このこの俸給が昭和二十二年の十月前後に於て改められたのでござりますが、これがなかなかつたために、やむなくこういうふうに三表にいたしました。そのかわりましたものと、現在の俸給と比較いたしますと、どうしても一表にまとめておきましては、確かに他意がないのです。あるわけじや全然ないのです。このこの俸給が昭和二十二年の十月前後に於て改められたのでござりますが、これがなかなかつたために、やむなくこういうふうに三表にいたしました。そのかわりましたものと、現在の俸給と比較いたしますと、どうしても一表にまとめておきましては、確かに他意がないのです。あるわけじや全然ないのです。

○小川原委員 三号表に昭和二十二年の五月三日から昭和二十三年五月三十日までに退職した裁判官の恩給改訂を規定しておるのでですが、裁判官のはあるが、そこに検察官の規定がないようですが、これはどういうわけですか。

○三橋政府委員 これは説明を落しましたが、先ほどとよつと要領に御説明申し上げましたところでござりますが、現在行われておりますところの公務員の給与体系というものは、大体四つにわかれておりますて、その四つの給与体系を追うて仮定俸給をつくることにして行つたのであります。そこで裁判官につきましては、現在は裁判官の報酬等に関する法律によつて俸給が定められておるわけであります。この裁判官の報酬等に関する法律をつとさかのぼつて行きますと、この法律は、昭和二十一年の四月に法律第六十五号をもつて制定されました裁判官の報酬等の応急措置に関する法律が改正され、すつと今日まで來たものであります。従つてこの昭和二十二年四月法律第六十五号をもつて制定されましたところの裁判官の報酬等の応急措置に関する法律に基いて定められたところの俸給とか、その後これがかわつて來た俸給は、現在の裁判官の俸給に対応するものとして假定俸給をつくつて來たわけであります。ところで、その昭和二十二年の五月前の裁判官でございましては、一般の政府職員と同じよう

般官吏と同じように取扱われておつたのであります。そこでそういうような取扱いをするかどうかということは、一応検討したのでございますが、その旨においてはこれらの職員と同じ俸給の裁判官は、われく一般職員と同じ俸給表の中で取扱いを受けていたもので少くとも退職当時においては横の関係においてはこれらの職員と同じ俸給表の中で均衡がとれていたことになつておりますから、それは一般職員と同一の取扱いをすべきではなかろうかといふことで、一般政府職員並に第一号表の中でも同一の取扱いをするということにいたしております。そういうよろこびにしておるのであります。今までして、今お尋ねになりましたよな点は、すなわち従来の裁判官は全部第一号表によつて恩給の増額の取扱いをする、こういうことにいたしております。

たところを知らしめてあげたい、こういう気持ちでお尋ねのですから、その点を御了承願つて、御答弁を願いたい。

今度証券取引委員会とか電波監理委員会といふようなものが国会で今後一般職から特別職に変更されるというところで、これらに対しても政府はどういう措置を恩給に対しとられるか、そういう点をひとつお考えがありましょからお答え願つておきたいと思ひます。

○三橋政府委員 今お話の電波監理委員会の委員につきましては、恩給法上の公務員としての取扱いをしないことになつております。現行法の規定から申しますと、これは官にあるものだけを大体認めて來ておるのであります。電波監理委員会の委員につきましては、委員とありますて、國家公安委員と同じようならふうに委員とさせますが、その委員につきましては、恩給法を適用するかどうかということについてはいろいろ議論があることと思います。が、これをきめることになりますと、根本的な恩給制度の問題になつて来まして、人事院で考えてもららべきものではなかろうかといふので、また恩給制度の改正も間近に来ておりますので、そういうような根本的な改正案を昨年六月に考えましたが、そういうことで一応差控えることにして現在に及んでおります。従つて電波監理委員会の委員につきましては、恩給法上の公務員としての取扱いをしないことにいたしております。

○小川原委員 証券取引委員会の委員もそろい考え方ですね。

員につきましては、私まだ関係当局が  
ら何も聞いておりませんが、おそらく  
今のと同じように恩給法の適用からは  
ずれていることと思つております。  
**○小川原委員** それから従来の大学總  
長、次官、局長などの恩給についてで  
すが、当時の俸給年額は現在の大學總  
長、次官、局長等の俸給年額に比べて  
低くなるようですが、それはどういう  
理由ですか。

なことはしていないわけであります。

問題についてお伺いをしておきたいと思ひます。あるはこの点は

の事業体が存続するからといって、必ずしも従業員は簡単に将来が保障され

○中尾説明員 八幡の共済組合につきましては、今政府といたしまして用意

れわれの恩師に対する次代、の人間としての報恩の念をわかれくは忘れては

これをしてことになりますと、貧乏の

恩給局長からお聞きしてもよかつたの  
かもしけぬが、公務員の給与ベースが

るというような安心感を持つことはち  
よつと困難であるということが一つ。

いたしておりますところの国家公務員共済組合法の改正法律の中では、この

ならないのです。これらの意味からして、一、二の点をお伺いしたい

にかわります際に昇級いたしまして、  
十一級の何号かにかわった場合に、や  
めた課長や係長について「一職」とい  
ふて假定俸給をかえて行かなければなら  
ないことになりまして、これはどうしてい  
できることではなかろうかと考えて  
おります。

かわって、新しく六千三百七十四のべ一千三百九十九で恩給が支給せられるようになると、いうように承知しておるのであります。そなれど、国家公務員法の共済組合の方もまた、これと同じような程度の改正が行われるものと思うのであります。ですが、そなれるでありますから、これをまず伺いたいのであります。

それからなおさかのぼつて、八幡製鐵のように元純然たる官業であつたものが、國と民間との合併的な事業となつたのが、たしか昭和九年だと記憶しておりますが、そのとき当時の労働組合と八幡製鐵當局との交渉の際、必ず将来のことのためには諸君に迷惑を及ぼすようなことはないといふ聲明を得

○松岡委員 最後にこれは質問というよりは希望を申し上げておきたいと思ひますが、さきにすでに質問の際に申し上げた通り、政府の命令によつて同時に予算におきましても八幡の共済組合に関する財政措置は講じております。

まず最初に恩給法臨時特例の第三号表にある上段の俸給年額、先ほどもお話を出来ましたが、最低の五百四十円以下つとあります。これはいつごろから実施されているのでありますよ。それから二十三年の臨時特例によつて御決定になりましたその次の段によつて奉公金を年額一千六百二十円

大体了承したのであります。先ほど申しました検察官の俸給については、支給する者がないからちょうど都合がよかつたのですけれども、今後においてまたそういう者が出て来ると、その人はこの恩典を受けることができないという形になるのであります。そういう

○中尾説明員 お答えいたします。共済組合におきましても、現在の国家公務員共済組合法に基づますところの共済組合の給付につきまして、恩給に準じますところのベースの改訂を実施する予定でございます。現在までの進捗状況は、国会に政府提案いたしま

ておる。同時にまた政府からも、八幡製鉄の当局に対しまして、官業の共済組合と同等以上の扱いをすべきである、それより條件が低下するようなことをになつては相ならないという命令をしてゐる事実もあるのであります。こういうような事実にかんがみまして、

等以上の待遇をすへきてあるとしきりで、今までそれでやつて来ておるのであります。ただ一つ気の毒なのは平均しますと聞くところによればわざかずか三百円程度の安い年額しかもらつてないというような事態にあるので、この際せひ国家公務員法によるところの共

の併用実績年報から以て今度の併用金額  
給額、これはその時の賃金ベースを  
基礎としてお考えになられたのである  
が、この点をまずお伺いしたいと思  
います。

○三橋政府委員　ただいまお尋ねにな  
りました現行の恩給法臨時特例の別表  
第三号表の上欄の金額の五百四十四円、

うになりますと非常におもしろくない結果ができると思うであります。が、そういう実態が起つて来たならば政府はただちにこれをやはり改正するといふ御意願がおありになるかどうか、その点をひとつ御説明を願いしたいと思います。

して提出いたしまする準備を完了いたしましたして、不日お願いたすことに相なると存じます。これに対する算的な措置として、すでに予算におきまして御議決を得ております。

すでに文官として恩給を受けている人  
はもとよりであり、当時すでに年限に  
達していまして、受給資格のあつた者  
そういう者の年金については国家公務  
員法の共済組合受給者の年金額と同等  
のものを支給されるというのでなけれ  
ば、りくつが合わないではなかろうか  
（了）

○飯塚委員 恩給局長にお願いしたいのであります。現在の恩給制度の問題につては、沙汰組合と同等を扱うべきことにして、その考慮を願いたいのです。

この禰のところの恩給はいつから行わ  
れた俸給か、こういうことであります  
が、これは昭和二十一年の七月前の俸  
給制度におきまする、判任官の一一番下  
の俸給の年額であります。どうしてこ  
ういう五百四十円を持つて来て、その  
次の仮定の俸給の一萬四千四百円をつ

○三橋政府委員 この法案につきましては、当局といたしましては、たゞいまのところ最も案として出しておられるところでござりまするが、後日また委員の方でござりまするが、御意見によりましてこれを改めなければいけないというようなことがありますならば、もちろん改めてことにつきましてやさかではございません。

○松岡委員 恩給法直接の問題ではありますけれども、この機会に大蔵省の共済課長にお尋ねいたしましたのでござりますが、八幡の共済組合の

ら質問いたしまして、大体船舶でありますとかあるいは鉄道などと同じような線組合でこの問題を解決すべきではないか、それが穩当であろうというような政府委員の答弁があつたのであります。が、私の懸念することは、八幡製鉄の出資組合に関する限りにおいて、これは御承知のことく四月一日から突然たる民間企業として出発することになつたのであります。かつまたタバコや鉄道などと違いまして、これはその種の独占企業と違つて、今後かなり競争が激化する事案でありますから、この八幡製鉄

と考えるのであります。これが第二であります。第三には昭和九年の八幡製鉄が日本製鉄株式会社となつた後に、おいて資格のできた人々、それらの人々が官業共済組合としての在職年限に対する、この際政府はこれに対して相当な考慮を払つてもらうことができなくてはならぬのではないかとうこと、これらのことにつきまして、今の御答弁のようにこれらを含めて予算についてもちゃんと考慮していただいているのであるかどうか、その点をお伺いしたいのであります。

以上は、受給者がやはり心から感謝して恩給をもらつておるといふよろな制度にお考えおきを頼みたいと思ひます。われくへは予算が許しますならば受給者の生活状態、現在の物価の水準等から考えましても、もう少し増してあげなければならぬのではないか、これはわれくへの大先輩たちが心からおいても、あるいは学校の教員においても、非常に努力をせられた。このわ

くつたかと申しますと、昭和二十一年に俸給制度が改正されまして、俸給がかなり大幅に増額されたのであります。すなはち従来の判任官の四十五円の俸給をもらつておつた者は、判任官の俸給として一番下が三百円に増額されるということになつたのであります。しかしその俸給の増額されました。わかりず、恩給の支給水準は従来通り四十五円の俸給をもらつておつた程度の恩給にすえ置いたのであります。そういうような関係からいたしま

して、この三百円の俸給をもらう人が四十五円の俸給をもらつたものとして四十五円の俸給を計算されるようになつておられたのであります。従つて今申し上げますように、俸給三百円の人は五百四十円、こういうわずかな金額でもつて計算された恩給金額を受くるようになつたのであります。それからこそは昭和二十一年からそういう取扱いをいたしまして、そらして昭和二十三年の六月三十日までそういうような状態が続いて來たのであります。それから昭和二十三年の六月に、そういうよもやな恩給を増額することにいたしましたら昭和二十四年の六月に、そういうよもやな恩給を増額することにして恩給を計算して、そらして從来五百四十円の俸給をもらつたものとして恩給金額を計算されておつたものを、一万四千四百円の俸給をもらるものとして恩給を計算して増額する、こういう取り扱いをいたすことにしてしまったのはどういう理由でそういうふうにいたしましたかといふと今申し上げますように、五百四十円はその当時におきまして、これは月にして四十五円でありますから、この四十五円の俸給は官吏俸給令で言えは、三百円の俸給に當るのであります。その後の三百円の俸給が昭和二十三年七月以後に三千七百円ベースの俸給制度が施行されますと、大体どれくらいに増額考えたのでありますか、その當時におきましては三千七百円ベースの俸給が少くとも官吏俸給令の俸給の四倍以下にはならないだろ、こういうふうに推測が一応できたのであります。そこでその官吏俸給令の俸給の四倍の金額を掲

げましたのが仮定俸給の年額であります。この現在の臨時特例の下の欄にありますところの一萬四千四百円、他のこの欄のところの金額がこれであります。従つてこの五百四十円に相当するところの官吏俸給令の俸給は、三百四百円であります。その三百円を四倍しましたのが、ここに掲げてある一萬四千円、こういうことになつておるのあります。以下六百円その他のところもそろい、うような方法でもつて金額をきめられたのであります。

○飯塚委員 局長は私の質問をもう一回落しておりますが、これは三千七百円ベースを基礎として御決定になつたと私は考えておりますが、それでよろしくござりますか。それからまた今度の仮定俸給年額、これは今の六千三百七十四ベースを基礎としてお考えになつたのであるか、この点を伺いたい。

○三橋政府委員 この現在の臨時条例の別表の仮定俸給をつくりますときには、今申し上げましたように三千七百円ベースの俸給として、どれくらいの俸給に持つて行くかということがはつきりしなかつたものですから、一應三千七百円ベースの俸給としては、官吏俸給令に定めた俸給の四倍の額をもつて推定してきました。ところが現実に切りかえられました後におきまするいよりかえられました後におきまするいろいろなことを調べてみますと、それでは低過ぎて三千七百円ベースの俸給の数字よりも下まわつておるといふことがはつきりしたのであります。たとえば先ほど申し上げましたように、一番下のところの俸給の一萬四千四百円と、いうところは、あまり低過ぎるといふことがわかりましたので、少し上方へ持つて来て、今度ののような改正をし

たのであります。最初がことを言つて、現行の恩給法臨時特例の仮定俸給は、三千七百四ペース支給水準を目標としたのであります。實際はその目標より下まわつておつた。従つて今度はこれを改訂いたしまして、三十七百円ペースの上に上げる。その上つただけを六千七百円ペースのところに持つて来よう。こういうのが今度の考え方であります。今度の改正によりまして、三千七百円ペースの切りかえ後に三千七百四ペースの切りかえ後における低かつたところも、一緒に補正されることになるのであります。

三万三千二百円の年額を月割にしてみますと、これはきわめて少額な恩給額である。せつかく改正せられた恩給法が実際の今の物価と比べてみますと、ほとんど一箇月の生活もできないというような状態である。必ずしも恩給にかかる不具者になつた人は別でありますけれども、何かしらそのほかの仕事はやつておられるだらうとは思います。が、今日のような仕事のない場合にこの少額な現実の恩給額ではとうてい昔の恩師も今では恩師として体面を保つて行けないような生活になる。これは私の希望でありますけれども、将来の恩給法の改正に際しましては、先ほども長官は将来そういうことが起れば改正する考え方だということをお答えになつたようでありましたから、将来この恩給法の改正をすみやかに、国家財政と考え合せてやらなければならぬのでありますけれども、恩給をもらつてほんとうにありがたいといふ気持の起るような恩給額の支給のできるよう、将来改訂していくべきだといふことをお願いして、私の質問を終りたいと思いますが、ここにもう一つつけ加えてお伺いしたいのは、特定郵便局長の恩給でございます。これは「準文官としての勤続年月数の二分の一に相当する年月数を同法第十九條第一項に規定する公務員としての在職年数に通算する。」という規定がございますが、これもできるならば勤続年月数の二分の一でなく、たとえば三十年なら三千年、二十年なら二十年といふのままの年を計算に入れていただきたいとい

○鈴木委員長 他に御質疑はありますか。  
なんか――質疑がなければこの際お詫びいたしたいことがあります。海上保安庁法の一部を改正する法律案について、運輸委員会より連合審査会を開きたい旨の申入れがありましたので、運輸委員会と連合審査会を開きたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○鈴木委員長 御異議がなければさとうどりはからいます。運輸委員会との連合審査会は、明日午後一時から開会いたしますから、さよう御了承を願ります。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後二時二十分散会